

狭山市立西中学校いじめ防止基本方針

令和8年1月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他関係者及び関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の5点をポイントとする。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく必要に応じて、外部機関や各種団体、専門家と協力する。
- 学校と家庭が協力して解決にあたる。

2 いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年生徒指導担当または教育相談担当、（スクールカウンセラー、さやまっ子相談員）、その他関係職員によるいじめ対策委員会を設置する。学期に1回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

(2) いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定	→校長・教頭
	○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行	→教頭・教務主任
	○いじめに関する校内研修の計画、実施	→生指主任・研修主任
	○「いじめに関する授業」の計画、実施	→生指主任・学年主任
	○学校評価による検証と基本方針の見直し	→教頭・教務主任

早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間の設定 ○学校生活アンケートの実施 ○いじめチェックシートの配布・情報収集 ○SC、さやまっ子相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有 	<ul style="list-style-type: none"> →生指主任・相談主任 →生指主任・相談主任 →生指主任・相談主任 →相談主任・生指主任 →校長、学年主任
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかな対応策の検討、実施 ○関係生徒からの聞き取り・情報共有 ○関係保護者への情報提供・相談・支援 ○加害生徒に対する組織・継続的な指導・観察 ○被害生徒の心のケア ○学級や学年全体への指導 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭・生指主任・学年主任 →学年主任・担任・生指主任 →学年主任・担任・生指主任 →学年主任・担任・生指担当 →学年主任・担任・相談主任・SC・相談員 →学年主任・担任・生指主任
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>市教育委員会への報告と連携</u> ●<u>被害生徒の緊急避難措置の検討、実施</u> ○加害生徒への懲戒や出席停止の検討 ●<u>警察への相談・通報や児童相談所等との連絡</u> ○緊急保護者会の開催検討、実施 ●<u>法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携</u> 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭 →校長・教頭・生指主任・学年主任 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭

3 いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・ 生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・ 教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立を図る。
- ・ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、集団における自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。
- ・ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように指導する。
- ・ 見て見ぬふりをすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

① 学級づくり

- ・ 全ての生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平が根付いた学級経営を行う。
- ・ 一人一人の生徒を大切にし、誰もが所属感をもてる学級づくりを行う。

② 基本的な生活習慣の確立

- ・ 基本的な生活習慣の確立、定着は学校生活を支える基盤となるものであり、学習効果を高めるだけでなく、生徒の心身の健全な成長に不可欠であるとの認識に立った教育活動を推進する。

③ わかる授業の実践

- ・ 本時の学習のねらいを明確にした授業を実践する。
- ・ 生徒の言葉でまとめ振り返りの時間の設定をする。
- ・ 基礎基本の事項を反復して理解させ、定着を図る。

④ 授業規律の確立

- ・ 小学校との連携を図り、時間を守ることや、授業開始時、終了時の挨拶や返事、挙手や発表の仕方などの授業規律を確立する。
- ・ 授業中の私語や忘れ物については、その都度指導を行い、場合によっては、家庭と連携し、改善を図る。

- ・ 他の生徒の学習を妨害するような行為に対しては、毅然とした指導を行う。
- ⑤ 行事や委員会活動の充実
 - ・ 体育祭、音楽会、修学旅行や宿泊学習などの行事や生徒会活動などを活用して、生徒の主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の所属感、自己肯定感を高める。
- ⑥ 部活動の充実
 - ・ 部活動が中学校における教育に果たす役割は大きいと、礼儀やあいさつ、粘り強く物事に取り組む姿勢などを身につけさせる指導を充実させるとともに、お互いを認め、助け合える集団づくりを行う。
- (2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組
 - ① 道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践
 - ・ 全教員が週1時間の道徳の時間を大切に扱い、日常生活においても丁寧な指導を行う。
 - ② 全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践
 - ・ 全学年、1学期に身近な差別（いじめ問題）をテーマに集中指導を実施する。
 - ③ 発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
 - ・ 1年生の職場体験学習、3年生の子育て体験学習のほか、学校ファームや入間川河川敷清掃などのボランティア活動を行う。
 - ④ コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践
 - ・ 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルワークなど表現力、言語力を重視した参加体験型の授業を積極的に取り入れる。
- (3) 職員の資質向上のための取組（校内研修等）
 - ① 授業力向上のための校内研修の実施
 - ・ 長期休業を利用した研修会を実施する。
 - ② 生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施
 - ・ 週1回の生徒指導部会を中心に、個々のケースについて対応策を検討する。
- (4) 保護者や地域への働きかけ
 - ① いじめ防止を内容とする道徳授業の公開
 - ・ 年1回、さやまっ子教育の日に全学級で道徳の授業を公開する。
 - ② 定期的な学校だよりの発行
 - ・ 最低月1回、学校便りを発行し、学校の様子を発信する。
 - ③ P T Aの各種会議や保護者会等における、いじめの実態や指導方針などの情報提供
 - ・ 機会を捉え、積極的に情報を発信し、保護者や地域の方々との連携を強化する。

4 いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と生徒、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるという考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。

- (1) 日々の観察
 - ・ 全職員が「いじめはどの学校・学級でも、どの生徒にも起こりうるものである。」「いじめの種は常に蒔かれている」という基本認識に立ち、丁寧な観察及び声かけを行う。
 - ・ 全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- (2) 学校生活に関するアンケートの実施
 - ・ 原則として毎月T e a m sを活用したアンケートまたは紙面によるアンケートを実施して、いじめに等に係る事案や悩み事の早期発見に努める。
 - ・ 必要に応じ個別面談や家庭訪問、アンケートを利用した授業を行う。
- (3) 教育相談体制の充実

- ① 日頃から気軽に相談できる人間関係をつくる。
- ② 三者相談・二者相談（教育相談）を年間4回設定する。
- ③ 相談室およびスペシャルサポートルームの存在について、生徒・保護者に広く周知する。
- ④ 保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤ 保護者会や教育相談週間等を活用して家庭との協力体制を構築する。
- ⑥ 教育センターの相談窓口をはじめとした、各種相談機関の情報について広報する。

(5) 地域との連携

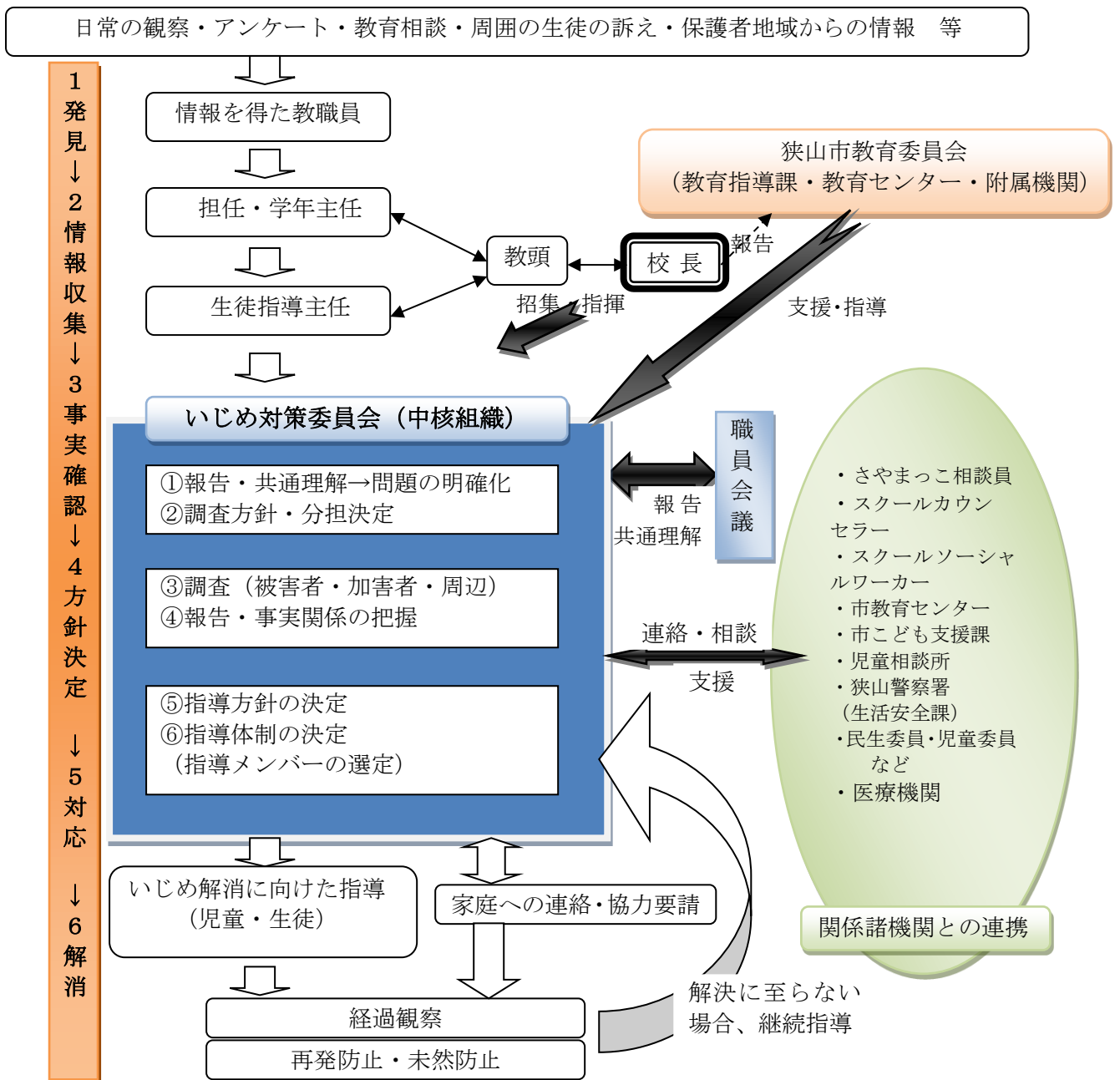
- ① P T A運営委員会、学校運営協議会を定期的を開催し、いじめ等の実態について個人情報に配慮しながら情報提供、課題の共有を図る。
- ② 青少年育成地域会議など地域団体が情報交換、協議できる場を利用し、地域における「子供の見守り活動」への協力を積極的に働きかける。
- ③ 学校応援団やおやじの会との連携を図る。

5 いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・ いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 被害者生徒を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・ 解決にあつては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ 必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあつては、教育委員会と連携し対応する。

いじめに対する組織対応の流れ



いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。

6 重大事態への対処

〈基本方針〉

- ・ 法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
- ・ 市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
- ・ いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
- ・ 調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は市教育委員会へ報告する。

(1) 重大事態の定義と意味

第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 調査の趣旨と調査主体

① 調査の趣旨

法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

② 調査主体

- ・ 重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、学校のいじめ対策委員会を調査組織とし、主体となって調査を行う。
- ・ 調査にあっては、調査組織の中に専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性をはかる。
- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処が十分にできないと市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・ 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになったことを説明する。
- ・ 調査結果については、調査結果については、市教育委員会に報告する。

7 ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・ 携帯電話（スマートフォン）、SNSを子供が使用することでの弊害や危険性が指摘され、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難な事例が報告されているため、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者がそのトラブルに対して全面的に責任を負えない場合は、携帯電話を持たせるべきではないと考える。
- ・ しかしながら、保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をSNSに書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ① メールによるいじめ
- ② ブログ・プロフによるいじめ
- ③ チェーンメールによるいじめ
- ④ 学校裏サイトによるいじめ
- ⑤ SNSによるいじめ
- ⑥ 動画共有サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発する。

- ① そもそも、多くのリスクを考えた場合、スマートフォン等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導しトラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ② 子供たちのパソコンやスマートフォン等を管理するのは、保護者である。
- ③ 危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④ インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」ということを認識し、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ① 情報モラルに関する教材を利用した集中指導の実施（「事例で学ぶNETモラル」の視聴など）。
- ② 非行防止教室の実施
- ③ 道徳の時間でネットトラブル等に絡む題材を取り上げる。
 - 発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、回収できないこと。
 - 匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
 - 違法情報や有害情報が含まれていること。
 - 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、名誉棄損、個人情報漏洩をはじめ、相手を自殺まで追い込んでしまうような重大事態につながる可能性があること。

(4) 生徒用学習端末使用上の校内ルールの確認

- ① 生徒への校内ルールの確認の徹底
- ② ルール違反への迅速な対応と保護者への協力依頼

8 いじめ防止のための年間指導計画

早期発見の手立てとして

月	主な行事	いじめ対策委員会 (生指・相談部会)	未然防止・早期発見への具体的取組
4	年度当初職員会議 入学式始業式 保護者会 部活動入部	いじめ防止基本方針 の確認	学級開き→S S Tの実施、学級目標決定 校内研修→配慮を要する生徒の確認 保護者会→保護者からの情報収集
5	部活動保護者会 教育相談週間 小中連絡会 中間テスト 生徒総会	アンケート分析	人権作文→いじめ問題について考えさせる 二者相談→生徒本人からの聞き取り→班編成での配慮 小中連絡会→小学校からの情報収集 生徒総会→さやまっ子の誓いの承認 校内研修→専門家による巡回等
6	各学年旅行的行事 学総大会	Q Uテストの分析→ 特に対応をすべき生 徒の洗い出し	Q Uテスト
7	期末テスト 保護者会 終業式 三者相談	アンケート分析	非行防止教室→いじめの抑止 学校評価中間アンケート 校内研修：Q Uの分析、事例研修 三者相談：生徒保護者からの直接相談
8			休み明けが心配される生徒へケア（家庭訪問 や電話相談など） 休み明けに無理な登校をしないことをスクリレ発信
9	始業式 新人大会 進路保護者会	休み明けに気になる 生徒の確認	行事を機会に所属感を高める学級活動
10	中間テスト 体育祭 生徒会役員選挙	Q Uテストの分析→ 特に対応をすべき生 徒の洗い出し	Q Uテスト
11	さやまっ子教育の日 三者相談 音楽会 期末テスト		いじめ防止強調月間についての校長講話 生徒会活動→いじめゼロ宣言 学校公開→一斉道徳授業 三者相談→生徒保護者からの直接相談
12	三者相談（3年生） 終業式		
1	始業式 私立高校入試 1年職場体験	アンケート分析	学校評価アンケート 校内研修→専門家による巡回等
2	新入生保護者会 保護者会 二者相談（1・2年） 3年期末テスト 県公立高校入試		二者相談→学級編成への配慮事項の確認
3	1・2年期末テスト 卒業式 修了式	まとめと基本方針の 確認	学年会→学級編成への配慮 性に関する指導→人権尊重

未然防止・早期発見のためのその他の取組

- ・ 「学校生活アンケート」を毎月実施
- ・ 「生徒指導部会」「教育相談部会」を毎週開催→状況によっていじめ対策委員会
- ・ 授業が連続している合間の休み時間は、教員は可能な限り教室等で見守りをする